

第9回 川越市総合計画審議会

1 開催日時 平成27年10月2日（金）午後7時00分～午後8時40分

2 開催場所 ウェスタ川越 活動室1, 2

3 出席者

溝尾良隆、河野哲夫、江田肇、大泉一夫、川口知子、小野澤康弘、川口啓介、高橋剛、山木綾子、小林薫、関口一郎、真下英二、岩堀和久、岡田弘、小倉元司、柿沼昭弘、櫻井晶夫、杉山榮子、関口俊一、原伸次、山岡俊彦、平嶋こずえ、町田一枝の各委員

4 会議の概要

1 開会

2 会長挨拶

皆さんの御協力をいただき、この審議会もトラック競技で言えばいよいよ第4コーナーを回ろうとしているので、最終ゴールに向けて皆さんから色々な御意見をいただきたい。

3 報告

事務局から、これまでの審議会の意見の反映について説明。審議会と意見シートでいただいた意見、質問を、計画に反映させた内容を資料10-1にまとめた。

全体構成の変更について資料9-2と資料4-2に基づき以下の点について説明。

- ・これまで冒頭に設けていた共通章を、市が内部で行っていく内容が主であるということから、「住民自治・行財政運営」と位置づけ、第8章として最後に置く。（資料9-2 P24-25）
- ・施策体系図に、関連施策の番号を明記することにより、施策間の関連性を分かりやすくした。（資料9-2 P24-25）
- ・「単位施策」の名称を「施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）」に改めた。（資料9-2 P27）
- ・「取組施策」を目立つようにするため、「現状と課題」の書体を変更した。（資料9-2 P26）
- ・他と関連する施策があるものについては、「取組施策」の内容に、関連施策の名称を記載した。（資料9-2 P27）

4 議事

(1) 第四次川越市総合計画前期基本計画（原案）について

①-1 資料9-1②について

事務局から資料に基づき、②土地利用について説明。

【意見の概要及び質疑応答】

- 土地利用計画図に記載されている土地利用想定箇所について、土地利用の中に文章で説明は入らないのか。
 - ・この中では位置づけがないが、一般の人に分かりやすいものとなるよう、記載について検討したい。
- 以前、一定の条件を満たせば、調整区域であっても住宅を建設することができるという条例をつくり、農村地帯が目に見えて変貌したということがあった。条例の期限が切れ、現在は普通の状態になっているが、この件については賛否両論があると思う。また同じようなことをやるという意図が（２）基本的な考え方に含まれているのか。調整区域はそもそも住宅地として開発しないということになっている。そこに安い住宅ができ、人口が増えれば農村の活性化になるが、前回行った際の効果、メリット・デメリットはどのように認識しているのか。
 - ・メリットは新たな宅地が供給されことにより、総合的な意味での活性化が図られたことや固定資産税の増収や人口の増加があったこと。デメリットは生活排水の増加による河川の水質の悪化、樹林地の開発による資源の減少、農地や山林による保水力の低下、市街化地区における開発意欲の低下などが挙げられる。
- 土地利用において、今後も調整区域に宅地開発をする意図はあるのか。
 - ・基本的には優良な農地や樹林地を原則として保存していくようになっており、前回のようない開発行為を行っていくというような考え方は今のところない。
- 農地・樹林地・集落地について、「保全に努める」と記載してある。畑作地帯は経営を工夫し生計が成り立っている農家が多い。南古谷は米作中心の農家だが、後継者がいなく、現状では保全に努めるのは難しい。「保全に努め」というのは表現を変えた方がよいのではないか。宅地化されたところの雑排水と農地の水の分離も難しくなっている。保水能力が弱まり、排水機能も失われており、大雨が降ると農地そのものや住宅も水に浸かってしまう。行政が見極めをきちんとやっていかないと、農業では生活が成り立たないから保全に努められない。農家も工夫が必要だが、それも農協や行政と一緒にやっていく体制が必要である。
- 農政の分野では、様変わりをしてきており、農業経営基盤強化促進法、これからの担い手に農地を集積し、農業を振興しようという考え方もある。人・農地プランや農地中間管理機構などいろいろな動きがある。どうすれば農業の経営が成り立つかということについて、各地区で話し合い、都市近郊の農業を盛り立てていこうという動きが出ている。名細地区でも初めてほ場の整備をしている。集落の農業意欲をそぐような表現を入れず、「農地の保全」については表現を残した方がよいと考える。

土地利用計画図は都市計画マスタープラン77ページの「市街地整備の方針図」と少し異なる部分があるようだが、方針転換をしたのか。「新たな拠点整備」が土地利用計画図には反映されていないのか。また、主要幹線道路は整備されているものなのか、整備計画があるということなのか。凡例の文言がおおざっぱでわかりにくい。
- 農地については、6ページでは農業経営の改善について触れ、本市の産業の現状についての部分でもう少し記述を充実させてはどうか。
 - ・都市計画マスタープランは総合計画に即するものとなっているので、総合計画が改定されれば、都市計画マスタープランも必要があれば見直すかたちになる。

- ・主要幹線道路には整備済のものと計画済のものが含まれている。
- 主要幹線道路について、実線で書かれているものを、計画があるが未整備のものは点線で示すなど、分かりやすくしてはどうか。都市計画マスタープランの市街地整備の方針図の中で新たな拠点整備として示されているものが土地利用計画図で反映されていないが、どうなったのか確認をしたい。
- ・主要幹線道路については、分かりやすくする検討をしたい。また、新たな拠点整備の関係については整理をし、次回回答したい。
- 資料9-1に関し、②土地利用の現状と課題では文末が「必要です」、基本的な考え方の部分では「検討します」「目指します」などと表現されている。他のところは「見込まれます」など現状だけの表記となっている。なぜ土地利用だけが計画的な表現になっているのか。

6ページ(8)公園・緑地について、目的が「自然とふれあうことのできる環境整備」となっているが、市民の交流という観点が必要ではないか。緑地だけが強調されていると感じる。

- ・土地利用については、第三次総合計画からの継続ということで計画を構成に含めているので御理解いただきたい。公園と緑地については緑地や自然的なことに重点を置いて表しているが、基本計画の施策の中には、「安全でだれもが安心して楽しむことのできる魅力ある公園づくり」という視点で記述させていただいている。
- 公園をもっと中心部に欲しいと考えている。中心部に欲しいと考えたとき、自然と触れ合うということよりは市民との交流が意味合いを持ってくる。周辺部分だけに整備するのではなく、新たな公園と書いてあるので、市民の交流という趣旨を入れて欲しい。
- 土地利用想定箇所について数は14で第三次総合計画と変わらないが、それぞれの進捗状況はどうなっており、図に反映する考え方はないのか。着工していないようなところや進んでいるところがあると思うが、丸の位置と大きさについて、濃淡や大きさでメリハリをつけることはできないか。南古谷駅周辺については第三次総合計画より北側に丸がついており、問屋町地区についてはどういった土地利用の考え方があったのか。

工業地について、今後人口減少が見込まれる中、企業誘致が重要だと考える。岩手県の北上市を視察したが、工業団地が発達している。戦後ずっと企業誘致をしてきており、企業誘致や工業用地の確保については長いスパンでの取組が重要だと考える。工業用地の表現について踏み込んだ書き方をしていると感じるが、どのような位置づけなのか。

- ・進捗状況等は土地利用計画図の中で表すのは難しいと考える。工業地については、雇用にもつながるため新たな工業用地の確保も目指したいと考えており、そのような視点で表記した。

①-2 資料9-1③について

事務局から資料に基づき、③産業について説明。

- 9ページの3段落目の「影響は ～ 縮小などをもたらしています。」というところが文章として表現おかしい。「出店が ～ 縮小など、本市に影響を及ぼしている。」としたらどうか。
- 農業について、8ページに「農業従事者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加が懸念

されています」となっているが、これはすでに問題になっている。相続が発生すると農業をやめる、また、農機具が古くなるとやめる方がおり耕作放棄地が増える。農地バンクや人・農地プラン、いるま野農協が今取り組んでいる「地域へのビジョン」という体制で耕作放棄地をなくす話し合いが持たれているが、借り手は多く出るが貸し手が出ない。これを受け政府が耕作放棄地に増税をしようとしている。耕作しやすい土地は借り手があるが、借り手がない土地に増税される。高齢になると耕作できず、人に頼むと一反当たり5万円位かかる。高齢者はどうしようもなくなってしまう。市の方で農地の整備についてよく考えて欲しい。

- ・担い手不足については基本計画の部分に記載し、施策に取り組む予定である。名細のほ場整備や農地の集積を図りながら効率的な営農を図っていきたいと考えている。
- 地域により、全てが水田地帯ならほ場にできるが、ハウスや畑があるところは大きく整備できない。仙波地域は市街化区域もまざっているため、将来的に宅地化できることを期待し、土地を出したがる人もいる。今の農地の見直しも必要になってくる。
- 9ページ、商業のデータの数値について、確認したい。さいたま市の年間商品販売額が第三次総合計画と比較するとかなり大きくなっている。数値の根拠をお聞かせいただきたい。
- ・さいたま県市部全体の数値となってしまう。正しくは4兆6,436億円となる。訂正させていただきたい。

①-3 資料9-1④について

事務局から資料に基づき、④財政状況見通しについて説明。

- 14 ページ、17 ページのグラフが一部見切れている。「エ 指標が示す本市の財政状況」について、なぜ「経常収支比率」と「公債費負担率」の二つの指標のみで市の状況を表そうとしたのか。財政の健全化法に基づく数値である必然性はないと思うが、なぜ実質赤字を出さずにこの指標にしたのか。これでいいと思うが、理由をお聞かせいただきたい。

また、用語解説はあるが、川越市がどのような状況にあるか、多くの市民にとっては分からないと思う。他市の状況など比較できるような何かがあるとよいのではないか。

- ・財政の健全化法の数値だけでは川越市は概ね健全な部類に入り、危機感が伝わりにくい部分がある。財政の硬直化を表す経常収支比率で川越市の今の状況を表した方がより具体的にわかっただけだと考えた。公債費負担比率については義務的経費という位置づけの支出で、この状況は後年度の負担に大きく影響する視点があるため採用した。他市との比較については、どのような形で分かりやすさを表現できるか分からないが検討したい。

(2) その他

- ・9月25日から10月24日まで、これまで審議会にお示しした原案を、市ホームページ上や市民センター等で公表し、意見公募手続（パブリックコメント）を実施している。提出された意見の内容については今後の審議会にて説明させていただく。
- ・次回会議資料の説明

資料10-1 これまでの審議会でもいただいた御意見、御質問について、原案への反映の有無について庁内で検討し、原案への反映案として40件にまとめたもの。

資料10-2 資料10-1の反映案を原案から抜き出し、変更前を左側のページ、変更後を右側のページにお示ししたものを。

資料10-3 これまでいただいた全ての御意見・御質問を一覧表にし、意見反映の有無とその理由についてお示ししたものを。

・今後の日程

次回：

第10回審議会 10月7日（水）午後4時から 川越市保健所大会議室

審議会意見の反映について資料10-1、10-2、10-3をもとに審議

新しく追加された日程：

第13回審議会 10月28日（水）意見公募手続でいただいた御意見の報告

第14回審議会 11月2日（月）答申

5 副会長挨拶

河野副会長が、閉会に当たり挨拶を行った。

6 閉会